電波法施行規則等の一部を改正する省令案等に対する意見及びそれに対する総務省の考え方

「高度 600km の軌道を利用する衛星コンステレーションによるKa帯非静止衛星通信システムの導入に向けた制度整備」

■意見募集期間：令和７年12月20日（土）から令和８年１月23日（金）まで

■意見提出件数：５件　（法人・団体：４件、個人：１件）
※意見提出件数は、意見提出者数としています。

■意見提出者：

No.	意見提出者
１	Amazon Kuiper Japan合同会社
２	株式会社NTTドコモ
３	スカパーJSAT株式会社
４	ビー・エム・ダブリュー株式会社
５	個人

【提出意見件数(意見提出者数):5件】

No.	意見提出者	該当箇所	提出された意見	総務省の考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
1	Amazon Kuiper Japan 合同会社	ー	Amazon Kuiper Japan合同会社は、「Amazon Leo」の名称で事業を行っているKuiper Systems LLCの関連会社として[1]、この度、Amazon Leoが運用を予定する高度500kmから700kmの軌道を利用する衛星コンステレーションによるKa帯非静止衛星通信システムの導入に向けた、総務省の「電波法施行規則等の一部を改正する省令案等」(以下「本改正案」といいます。)に係る意見募集に対し、意見を提出する機会を賜りましたことにつき、御礼申し上げます。[2] Amazon Leoは、本改正案を強く支持するとともに、本規制枠組みの整備に向けた総務省による慎重かつ的確な取組みを高く評価いたします。本規制枠組みは、通信サービスが未提供の又は十分行き届いていない地域に、Amazon Leoが信頼性の高い高速ブロードバンド接続を提供することを可能にするとともに、日本の電気通信分野における競争を促進し、さらに、自然災害時に地上インフラが損なわれた際にも、信頼性の高い緊急通信を提供することを可能にするものです。本規制改正は、情報通信審議会 衛星通信システム委員会において取りまとめられた検討結果を踏まえ、国際電気通信連合 (ITU) の無線通信規則を考慮して策定されたものであり、アマゾンは、原案どおり改正案が採択されることを支持します。弊社は、本省令案が速やかに施行され、本制度が日本国内において適時に活用されることを強く期待しております。 また、弊社は本規制枠組みの整備に向けた総務省のご尽力に感謝申し上げるとともに、これらの改正内容が迅速に採択されることを、ここに謹んで要望いたします。 1 「Amazon Leo」の名称で事業を行っているKuiper Systems LLCは、Amazon.com Services LLCの完全子会社です(以下、これらを総称して「アマゾン」といいます。)。アマゾンは、2025年11月13日付で、衛星ブロードバンドネットワークに関する恒久的なブランド名として、従来のコードネームであった「Project Kuiper」を「Amazon Leo」に変更しました。 2 総務省「電波法施行規則等の一部を改正する省令案等に係る意見募集(令和7年12月19日)」https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kiban15_02000309.html参照。	本案についての賛同意見として承ります。	無
2	株式会社NTT ドコモ	電波法施行規則等の一部を改正する省令案等全般	意見募集対象である省令案等の内容は、情報通信審議会より答申された、高度600kmの軌道を利用する衛星コンステレーションによるKa帯非静止衛星システムの技術的条件を踏まえ、他の無線局との干渉調整として必要となる事項を含めた適切な内容となっていることから、本省令案に賛同します。本省令案等に沿って速やかに制度整備が進められることを希望します。	本案についての賛同意見として承ります。	無

3	スカパーJSAT株式会社	電波法関係審査基準の一部を改正する訓令 別紙2 第3 1 (20) ク 移動範囲及び周波数等に関して国際調整が完了しているものであり、かつ、当該国際調整の結果に基づく通信が可能な工事設計等となっていること。この場合において、国際調整が完了していないときは、無線通信規則で定める周波数分配への合致、局種、業務及び技術的条件への適合性、又は運用を開始する期日等から、他に混信等を与えないことが明らかであること。	左記部分は令和7年度情報通信審議会衛星通信システム委員会報告書第8.1節に対応する規定と理解しました。 上記第8.1節には RR 第 22 条の EPFD 制限値を満たしていること。 (①) RR 第９条に基づき国際周波数調整の実施が求められる周波数に関しては、国際周波数調整を実施していること。また、実際に発射する電波は、当該国際周波数調整で合意された範囲内のものであること。 (②) といった文が含まれています。 このうち、① についてはRR第22.5C項も適用されるものと認識しており、同項では静止衛星軌道からの可視範囲にある地表面上のいかなる点においてもepfd↓制限値を遵守することが規定されていますので、Amazon LEOシステムはITU (BR) の審査の前提となるWorst-Case Geometryのみならず、日本国内全体でepfd↓制限値を超過してはならないものと認識しております。 また、② については国際周波数調整の結果、RR 第9条に基づき国際周波数調整の実施が求められる周波数以外における条件も含む形で合意された場合には、当該周波数帯においても、実際に発射する電波は、国際周波数調整で合意された範囲内である必要があるものと認識しています。	総務省としては、今後、情報通信審議会からの一部答申の内容も踏まえつつ、適切な制度運用に努めてまいります。 なお、RR第22条に定めるEPFD制限については、ご指摘のとおり、静止衛星軌道から可視となる地表面上のすべての地点において遵守されるべきものと考えます。また、「RR第9条に基づき国際周波数調整の実施が求められる周波数以外についても条件を含めて合意がなされた場合」には、相手方との関係において、当然に、当該国際周波数調整の合意の範囲内で電波の発射を行う必要があるものと考えます。	無
4	ビー・エム・ダブリュー株式会社	－	自動車業界では車両のデジタル化が進んでいるため、適応性が高く接続性の高いネットワーク接続は非常に重要ととらえております。 そのためにも、衛星との通信はグローバル・モバイル規格3GPPに基づいた実装を要望いたします。 自動車で適用している通信には、ブロードバンド接続を必要としない多くのナローバンドIoT、ナローバンド、ワイドバンドアプリケーションがございます。我々の調査では、6GHzまでの周波数帯域での衛星接続にて、現時点では我々のニーズを十分に満たすとの見解で、衛星接続のためのIMT専用周波数帯としてL帯とS帯が、当面の主な使用する帯域になると考えております。 将来的には、ブロードバンド接続が重要性を増してくるため、Ka帯とKu帯の接続についても導入が見込まれます。	本件は、高速インターネットの提供等を可能とする「高度600kmの軌道を利用する衛星コンステレーションによるKa帯非静止衛星通信システム」の導入に向けた制度整備を行うものです。 車両のIoT化や3GPP規格に基づく衛星通信システム等に関するご意見については、今後の検討の際の参考とさせていただきます。	無
5	個人	－	新システム導入に向けて頑張ってください。 放送法に何度も違反した放送局には、制裁を加えてください。	本案についての賛同意見として承ります。 放送法に関するご意見については本意見募集の対象外です。	無